

# 中間試験 コメント

助教授 濱本 正太郎

## 入口に入る前の問題

- ・文法的に誤っている文章を書く者が多い。

例 「国際司法裁判所は『黙示的権能の法理』によって総会の国際法人格および国際法上の権利が認めている。」

←このような文章を提出するのは極めて危険である。

読み手の心理

- ・この文章は推敲されていない  
→そのような不誠実な文章を読む必要はない
- ・この程度の日本語しか書けない書き手である  
→そのような人が書く文章を読む必要はない

いくら素晴らしい考えを持っていても、他人に読んで(聞いて)もらえなければ意味がない。

## 1. 相違点

- ・「有効性の推定」に言及していない答案が散見される。
- ・「損害賠償事件やある種の経費事件では目的論的解釈がとられたのに対し、核兵器使用の合法性事件（WHOの要請）では、厳格な文言解釈が採用されている。」  
←WHOの目的を考慮した上で、制限的な解釈がなされたのでは？ そうであるならば、それもまた「目的論的解釈」では？
- ・「本件ではWHOの国際法人格が否定されている。」  
←どこにそんなことが書いてあるか？ 意見抜粋の1行目を読み誤った？

## 2. 相違の原因

- ・「専門性原理 *principe de spécialité*」が専門機関に適用されるのは、専門機関だからか？
- ・専門性原理は、国連憲章 96 条 1 項と 2 項との差異から導くことができるか？  
←「国際機構は、『専門性原理 *principe de spécialité*』により規律される」「その上、WHO は特殊な性質の国際機構である」(抜粋)
- ・「1996 年勧告的意見は加盟国の共通利益により権限の範囲が決まるとし、損害賠償事件で認められた国連の『客観的法人格』から一步引いた意見となっている。」  
←法人格の客観性と権限の範囲との間に、何か関係はあるか？

## 3. 1996 年意見に対する批判

- ・「WHO の判断は有効と推定される」  
←「推定」を ICJ が覆すことに問題があるか？
- ・「核兵器の使用は健康に影響を与える」と言うだけで十分な反論になっているか？  
←裁判所は、「核兵器の使用は健康に影響を与える」ことそれ自体を否定してはいない。「ある武器の使用がある専門機関の目的に影響を与えることがあり得る」(抜粋)ことは否定していないのである。
- ・「権限を有する機関以外の機関によって行われた活動であっても、その活動は機構の権限の範囲内であり得る。」  
←これは、本来であれば安保理という機関(*organ*)が行うべき行為を総会という機関が行ってしまったけれども、いずれにせよ国連という機構(*organization*)の権限内にあることであるので、機構の行為としてその有効性は問題にならない、ということである。WHO の事例とどういう関係があるのか？ WHO は国連とは別個の機構(*organization*)なのだが？

「機関」という日本語に注意されたい。

- ・「国際機関」 外務省は、international organization を「国際機関」と訳す。これに対し、学説は、「機関」との混乱を避けるために、「国際機構」もしくは「国際組織」と訳す。
  - ・「機関」 これは、「機構 organization」の構成要素、すなわち organ を指す。例えば、国際連合という機構 organization の中に、総会・安保理・ICJ・事務局といった organs がある。
  - ・「専門機関」 英語では specialized agency、仏語では institution spécialisée で、いずれも organization という語は用いていないが、法的には organization(国際機構)である。たとえば、WHO は、WHO 憲章という設立文書(条約)により設立された international organization である。
- ・ 司法政策の面からの批判
- 例 「国際機構内部の意思が統一されている場合に、その活動が国際機構の活動範囲外であると ICJ が認定してしまえるということになると、以後の活動において国際機構はその目的を狭くとらえるようになるなど、国際機構の活動に影響がおよび、ひいては国際社会全体の利益に影響を及ぼすのではないか。」
- ←もちろん、「司法政策として適切でない」という批判はあり得る。ただし、政策論の適否を「証明」するのは困難であり、したがって、政策論のみが根拠の議論は説得力が弱い。あくまで、解釈論(国連憲章・ICJ 規程・WHO 憲章)の補完にとどまるべき。もっとも、政策論しか思いつかなかったのであればやむを得ないが。

高得点答案の例(「3.」についてのみ)

- ・ WHO 憲章違反かどうかの問題は、WHO の権限の範囲内  
加盟国が核兵器を使用することが、健康と環境への影響から[WHO]憲章違反となるかどうかについては、WHO の活動の範囲内であると考えられる。ICJ の判決では、国際法の下での義務の違反であるかどうかを重点をおき、WHO 憲章の下での義務の違反であるかどうかという点を軽視している。WHO は核兵器がもたらす健康と環境への影響から、その使用が WHO 憲章に違反するか否かという質問においては、勧告的意見の要請が認められるべきである。
- ・ 裁判所の見解を受けた上で、反論を試みる  
仮に「権限の範囲内において」という文言によって WHO の権限が公衆衛生の分

野に制限される、としても、なお核兵器がその分野外であるというとは言えない点を指摘する。核兵器の攻撃は一回で広範囲・多数の人々を殺害し又致命的な傷害を与える。これは、ウィーラマントリー判事の反対意見にあるように、核攻撃を受けた人々の治療方法が皆無であることを意味する。そうすると、WHOは人類の健康を護る為には最早予防分野に介入するしか道はない、ということになる。それにも~~関わらず~~ [拘わらず] WHOの権限外だとしてしまうと、核兵器による健康への害に対してWHOは何も行動を起こすことができないということになり、これはWHOの設立目的に明らかに反し、妥当でない。

## 採点基準

以下の基準を基に、内容に応じて増減を加えた。

- ・ 80点 「1.」「2.」で適切な指摘をしており、「3.」で法的議論に成功している。
- ・ 70点 「1.」「2.」で最低限必要なことを述べており、「3.」で法的議論を試みている。
- ・ 60点 「1.」「2.」で最低限必要なことを述べている。「3.」では法的議論を試みてさえおらず、政策論に終始している。
- ・ 不合格 「1.」「2.」が不十分である。